第七十三条第二項第四号中「第十九条第二項」を「第四十九条の十三第二項」に改め、同項第五号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第六号中「第三十四条第二項」を「第五十三条の八第二項」に改め、同項第七号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第七十四条中「第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十六条まで及び第五十二条」を「第四十九条の二、第四十九条の三、第四十九条の五から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条及び第五十三条の二から第五十三条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第八条及び第三十条中「第二十六条」」を「第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」に「第十三条中」を「第四十九条の七中」に改め、「病歴」と」の下に「、第五十三条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第八十三条第二項第二号中「第十九条第二項」を「第四十九条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第四号中「第三十四条第二項」を「第五十三条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第八十四条中「第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条から第三十一条まで、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条」を「第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二から第五十三条の五まで、第五十三条の七から第五十三条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第八条及び第三十条中「第二十六条」」を「第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」に、「第十三条中」を「第四十九条の七中」に改め、「病歴」と」の下に「、第五十三条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と」を加える。

第八十六条第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同条第十三号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百二十五条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十二条第二項第一号中「第十九条第二項」を「第四十九条の十三第二項」に改め、同項第二号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第三号中「第三十四条第二項」を「第五十三条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第九十三条中「第八条から第十三条まで、第十六条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条」を「第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の十、第四十九条の十二、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二から第五十三条の五まで、第五十三条の七から第五十三条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第八条及び第三十条中「第二十六条」」を「第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」に、「第十三条中」を「第四十九条の七中」に、「第十八条中」を「第四十九条の十二中」に改め、「「利用者」と」の下に「、第五十三条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と」を加える。

第七章を次のように改める。

第七章　削除

第九十六条から第百十五条まで　削除

第八章第四節中第百十九条の前に次の二条を加える。

（利用料等の受領）

第百十八条の二　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二　食事の提供に要する費用

三　おむつ代

四　前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4　前項第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（緊急時等の対応）

第百十八条の三　介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第百二十条の次に次の三条を加える。

（勤務体制の確保等）

第百二十条の二　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。